

臨時福祉給付金

子育て世帯臨時特例給付金を支給

平成26年4月から消費税率が8%に引き上げられたことに伴い、所得の低い方や子育て世帯への影響を緩和するために、臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金を支給します。



支給対象者と支給額

■臨時福祉給付金

支給対象者／26年1月1日時点で狭山市に住民登録があり、26年度分の市民税(均等割)が課税されていない方(表1・1・1・2)

※課税されている方に扶養されている方や生活保護の受給者などは対象になりません

支給額／対象者一人につき1万円

※対象者のうち、「臨時福祉給付金の加算対象者一覧(次ページ)」に記載する年金や手当などを支給している方には、対象者一人につき5千円が加算されます

■子育て世帯臨時特例給付金

支給対象者／次のすべての要件を満たす方▼26年1月1日時点で狭山市に住民登録がある方▼26年1月分の児童手当(特例給付を含む)を受給している方▼25年中の所得が児童手当の所得制限限度額未満である方(表2)

支給対象児童／支給対象者の26年1月分の児童手当(特例給付を含む)の対象となる児童

※臨時福祉給付金の対象となる児童、生活保護の受給者となつて

いる児童は対象になりません
支給額／支給対象児童一人につき1万円

支給までの流れ

①6月末日、支給対象となる可能性がある方に、市から申請書をお送りします。

②申請書に必要な事項を記入し、必要書類とあわせて提出してください(郵送の場合は、同封の返信用封筒をご利用ください)。

③内容を審査のうえ、指定口座へ給付金を振り込みます。
※特別な事情がある方は、市の窓口で受け取ることもできます

申請は7月1日から

■申請期間

26年7月1日(火)～12月26日(金)(郵送の場合は、12月31日の消印まで有効) ※申請期間を過ぎると支給できなくなります

■申請方法

申請書などを、持参か郵送で提出してください。

注意事項

①26年1月2日以降に狭山市に転入した方は、1月1日時点で住民登録があった市区町村へお問い合わせください。

②配偶者からの暴力を理由に狭山市に避難し、26年1月1日までに住民登録ができていない方で一定の要件を満たす場合は、事前の申し出により給付金を受けられる可能性がありますので、お問い合わせください。

「振り込め詐欺」などにご注意を!

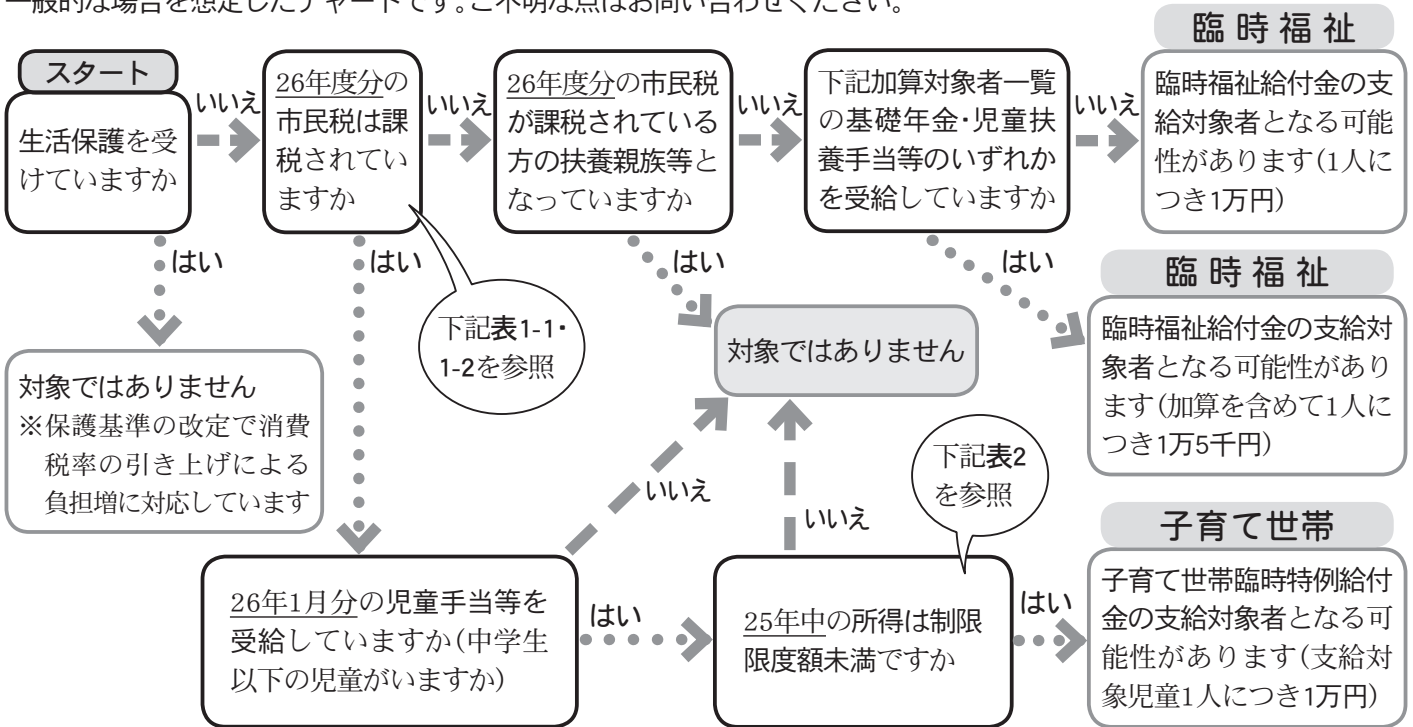
給付金のために、市役所や厚生労働省などが、次のようなことをお願いすることはありません。不審に思ったら、すぐに市役所にお問い合わせください。

▶ATM(銀行・コンビニなどの現金自動預払機)の操作を依頼すること ▶手数料などの振り込みを求めること ▶申請前に、世帯構成や銀行の口座番号などの個人情報を確認すること など

対象者診断チャート

基準日26年1月1日

一般的な場合を想定したチャートです。ご不明な点はお問い合わせください。



市民税が課税されない所得水準の目安

給与所得者 (表1-1)		年金所得者 (表1-2)	
区分	非課税限度額 (給与収入ベース)	区分	非課税限度額 (年金収入ベース)
単身	96.5万円	単身	65歳以上 151.5万円
夫婦	146.9万円		65歳未満 101.5万円
夫婦・子1人	187.9万円	夫婦	65歳以上 201.9万円
夫婦・子2人	232.7万円		65歳未満 159.2万円

※狭山市における非課税限度額

児童手当の所得制限限度額

扶養親族などの数	所得制限限度額	限度額目安 (給与収入ベース)
1人	660万円	875.6万円
2人	698万円	917.8万円
3人	736万円	960.0万円
4人	774万円	1002.1万円

※5人め以降は、1人につき38万円を所得制限限度額に加算

臨時福祉給付金の加算対象者一覧

以下のいずれかの年金や手当などを受給している方には、26年4月の年金の特例水準解消などを考慮し、1人につき5千円を加算します。詳しくは、お問い合わせください。

▶ 高齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金など ▶ 児童扶養手当 ▶ 特別児童扶養手当 ▶ 障害児福祉手当 ▶ 特別障害者手当 ▶ 経過的福祉手当 ▶ 原爆被爆者諸手当 ▶ 毒ガス障害者対

策手当 ▶ ガス障害者対策手当 ▶ 予防接種法に基づく健康被害救済給付金 ▶ 新型インフルエンザ予防接種健康被害救済給付金 ▶ 医薬品副作用被害救済制度の副作用救済給付、または生物由来製品感染等被害救済制度の感染救済給付

※複数の加算措置に該当する方も、加算される額は1人につき5千円です

2つの給付金を重複して受給することはできません

問合せ

臨時福祉給付金は
同コールセンターへ ☎2955-2181
☎2952-5125
子育て世帯臨時特例給付金は
こども課へ内線1534